【判例ID】

29045513

【判示事項】

【事案の概要(自動抽出)】

本件は、被告AXIS株式会社(以下「被告AXIS」という。)の株主であり、取締役である原告が、平成26年9月1日付けの臨時株主総会(以下「第1総会」という。)における取締役及び監査役の選任決議(以下「本件役員選任決議」という。)の不存在の確認を求めるほか、被告AXISが行った別紙目録記載1ないし3の新株発行(以下順に「本件新株発行1」、「本件新株発行2」、「本件新株発行3」といい、これらをまとめて「本件各新株発行」という。)を無効とすること、被告AXISを新設分割会社、被告AMUSE株式会社(以下「被告AMUSE」という。)を新設分割設立会社とする新設分割(以下「本件分割」という。)を無効とすることを求める事案である。

【裁判年月日等】

平成29年2月1日/東京地方裁判所/民事第8部/判決/平成27年 (ワ)2958号

【事件名】

株主総会決議不存在確認等請求事件

【裁判結果】

認容

【裁判官】

目代真理

【出典】

D1-Law. com判例体系

【重要度】

.

29045513

東京地方裁判所

平成27年(ワ)第2958号

平成29年02月01日

(住所略)

原告 X

同訴訟代理人弁護士 王子裕林

東京都 (以下略)

被告 AXIS株式会社

同代表者監査役 A

東京都 (以下略)

被告 AMUSE株式会社

同代表者監査役 A

上記両名訴訟代理人弁護士 久保英幸

同 藤田吉信

同 中尾正浩

同 町田行功

主文

- 1 被告AXIS株式会社の平成26年9月1日付けの臨時株主総会におけるB及びCを取締役に選任する旨の決議、Aを監査役に選任する旨の決議が不存在であることを確認する。
- 2 被告AXIS株式会社が行った別紙目録記載の新株発行を無効とする。
- 3 被告AXIS株式会社を新設分割会社、被告AMUSE株式会社を新設分割設立会社と

する平成26年10月23日効力発生の新設分割は、これを無効とする。 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被告AXIS株式会社(以下「被告AXIS」という。)の株主であり、取締役である原告が、平成26年9月1日付けの臨時株主総会(以下「第1総会」という。)における取締役及び監査役の選任決議(以下「本件役員選任決議」という。)の不存在の確認を求めるほか、被告AXISが行った別紙目録記載1ないし3の新株発行(以下順に「本件新株発行1」、「本件新株発行2」、「本件新株発行3」といい、これらをまとめて「本件各新株発行」という。)を無効とすること、被告AXISを新設分割会社、被告AMUSE株式会社(以下「被告AMUSE」という。)を新設分割設立会社とする新設分割(以下「本件分割」という。)を無効とすることを求める事案である。

- 1 前提事実(証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実のほかは、当事者間に争いがない。)
- (1) 被告AXIS (旧商号株式会社食彩天国) は、平成21年10月8日に設立された、広告宣伝デザインに関する企画、立案、制作、ホームページ等Webデザインの企画、立案、制作等を目的とする株式会社である。被告AXISの設立時の発行済株式総数は60株でその譲渡には株主総会の承認を要するとされており、原告が唯一の株主でありまた取締役であった。また、設立当初の商号は株式会社食彩天国であり、食料品及び衣料品並びに日用雑貨品の販売等を目的としていたが、平成26年9月1日に、現在の商号に変更するとともに事業の目的も変更した旨の登記、取締役会、監査役が設置された旨の登記、株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない旨の登記、B(以下「B」という。)、Cが取締役に、Aが監査役に就任した旨の登記、原告が代表取締役を辞任し、Bが代表取締役に就任した旨の登記がされている。(甲1、2)
- (2) 被告AMUSEは、被告AXISから分割により設立されたものとして、ホームページ等のWebデザインの企画、立案、制作等を目的とする会社として平成26年10月23日に設立登記がされている株式会社である。(甲11)
- (3) 原告とBは、Bの母親を介して知り合い、共同で飲食店を経営する話が持ち上がり、平成26年8月末頃から事業の立ち上げについての話合いを行い、行政書士とも相談の上、その開始に当たって、新しく法人を設立するのではなく、原告が設立したが事実上活動していなかった被告AXIS(旧商号食彩天国)を利用することにした。原告は、自身は代表取締役を辞任し、Bに代表取締役を任せようと考えており、実印と印鑑証明書をBに預けた。(甲7、乙2、証人B、原告、弁論の全趣旨)
- (4) 被告AXISの平成26年9月1日付けの臨時株主総会(第1総会)議事録(甲3)が存在し、同日午前10時から、被告AXISの本店で発行済株式総数60株を有する株主1名出席の下で定時株主総会が開催された旨の記載がある。また、原告が議長となって議事を進行させ、商号の変更、事業の目的の変更、取締役会と監査役を設置すること、株式を譲渡するには取締役会の承認を要することとすることについて定款の変更が決議された旨、原告が定款の変更に基づき新たに取締役及び監査役を選任する必要がある旨を述べてB、Cを取締役に、Aを監査役に選任する旨の決議(本件役員選任決議)がされ、被選任者は席上その就任を承諾した旨の記載がある。しかし、第1総会の招集手続が採られたことも実際に株主総会が開催され、決議がされたこともなかった。(甲1、3、原告、弁論の全趣旨)
 - (5) 平成26年9月1日付けの取締役会議事録(甲4)が存在し、代表取締役であ

る原告が代表取締役を辞任し、後任の代表取締役を選任したい旨述べ、取締役全員(原告、B、C) 一致でBを代表取締役に選任する旨の決議がされ、Bが就任を承諾した旨の記載がある。(甲1、4)

- (6) 被告AXISの平成26年9月22日付け臨時株主総会(以下「第2総会」という。)議事録(甲5の1)が存在し、同日議決権のある発行済株式総数60株を保有する株主1名の出席の下に臨時株主総会が開催され、財産の給付の期日を同月24日として普通株式60株(1株5万円)の新株を発行し、Bに割り当てる決議がされた旨の記載がある(本件新株発行1)。しかし、第2総会が実際に開催されたことも本件新株発行1に係る決議がされたこともなかった。(甲5の1、弁論の全趣旨)
- (7) 被告AXISの平成26年10月6日付け臨時株主総会(以下「第3総会」という。)議事録(甲5の2)が存在し、同日議決権のある発行済株式総数120株を保有する株主2名の出席の下に臨時株主総会が開催され、財産の給付の期日を同月8日として普通株式2株(1株5万円)の新株を発行し、Cに割り当てる決議がされた旨の記載がある(本件新株発行2)。しかし、第3総会が実際に開催されたことも、本件新株発行2に係る決議がされたこともなかった。(甲5の2、弁論の全趣旨)
- (8) 被告AXISの平成26年10月9日付けの臨時株主総会(以下「第4総会」という。)議事録(甲6の1)が存在し、同日発行済株式総数122株を保有する株主3名の出席の下に株主総会が開催された旨、Bが被告AXISのホームページ等Webデザインの企画、立案、制作に関する営業を新たに設立する被告AMUSEに承継させ、新設分割を行うため、平成26年10月8日付けの分割計画書を説明し、その承認を求めたところ、全会一致でこれを承認可決した旨の記載がある。

分割計画書(甲6の2)には、被告AXISは、ホームページ等Webデザインの企画、立案、制作に関する営業を分割し、新設する被告AMUSEに承継させること、被告AMUSEが被告AXISから承継する債権債務は分割期日におけるホームページ等Webデザインの企画、立案、制作に関する営業についての債権債務及びこれに付随する一切の権利義務とすること、被告AXISと雇用契約を締結している本店勤務の者については分割期日に被告AMUSEが被告AXISから雇用契約を承継すること、被告AXISはこれらによって被告AMUSEが承継する全ての債務について分割期日をもって重畳的債務引受を行うこと等が記載されている。しかし、実際に第4総会が開催されたことも本件分割に関する決議がされたこともなかった。また、本件分割に当たり、分割計画の備置き(会社法803条1項)はされなかった。(甲6(枝番号を含む)、弁論の全趣旨)

- (9) 被告AXISの平成26年11月7日付け臨時株主総会(以下「第5総会」という。)議事録(甲5の3)が存在し、同日議決権のある発行済株式総数62株を保有する株主2名の出席の下に臨時株主総会が開催され、財産の給付の期日を同月10日として普通株式118株(1株5万円)の新株を発行し、Bに割り当てる決議がされた旨の記載がある(本件新株発行3)。しかし、第5総会は実際に開催されたことも本件新株発行3に係る決議がされたこともなかった。(甲5の3、弁論の全趣旨)
 - 2 争点及び当事者の主張の要旨
 - (1) 平成26年9月1日付けの本件役員選任決議の存否について (原告の主張)

平成26年9月1日に臨時株主総会(第1総会)が開催されたことはなく、本件役員選任決議は不存在である。仮に開催されていたとしても全株式60株を保有する原告に対する招集通知を欠いており法律上株主総会と評価できない。また、代表取締役である原告ではなく、代表取締役以外の者によって招集されており法律上株主総会と評価できない。原告が株主総会の開催について意思決定した事実はないし、決議事項について意思決定した事実はない。。

仮に株主総会開催の意思決定あるいは決議事項についての意思決定をしたとしても、それは居酒屋を共同経営する意思がないのにあるように装ったBにだまされたことによるものであるからその意思決定は錯誤無効か詐欺によるものである。

原告は、上記のとおり主張し、平成28年7月26日の本件弁論準備手続期日において、詐欺を理由として上記各意思決定を取り消すとの意思表示をした。

(被告AXISの主張)

第1総会が招集手続を経て議事録記載のとおりに開催された事実はないが、役員の選任は、単独株主であった原告の意思によるものである。一人株主会社にあっては、そもそも会社法の想定する会議体としての株主総会は観念し得ず、全株式を有する単独株主として意思決定すれば、株主総会決議は成立すると解すべきである。

Bの欺罔行為については否認する。また原告の錯誤は動機の錯誤にすぎず、要素の錯誤にも当たらない。仮に意思決定の錯誤無効又は詐欺取消しが認められた場合でも、それによって決議自体が不存在となるわけではなく、それによって可決要件を欠く場合に決議の取消事由となるにすぎない。

(2) 本件各新株発行の無効事由の有無

(原告の主張)

ア 第2、第3及び第5総会は、開催されておらず、いずれについても新株発行決議はないから、本件各新株発行は無効である。

第2総会について原告が開催を意思決定したことも決議事項について意思決定をしたこともない。仮に株主総会開催の意思決定あるいは決議事項についての意思決定をしたとしても、それは居酒屋を共同経営する意思がないのにあるように装ったBにだまされたことによるものであるからその意思決定は錯誤無効か詐欺によるものである。

第3総会及び第5総会について原告が決議事項について意思決定した事実はない。仮に 決議事項についての意思決定をしたとしても、それは居酒屋を共同経営する意思がないのに あるように装ったBにだまされたことによるものであるからその意思決定は錯誤無効か詐欺 によるものである。

原告は、上記のとおり主張し、平成28年7月26日の本件弁論準備手続期日において、詐欺を理由として上記各意思決定を取り消すとの意思表示をした。

イ 仮に新株発行が有効であったとしても、Bは出資しておらずいわゆる名義株で株主ではなく、Bの出席をもって全員出席総会ということはできない。

(被告AXISの主張)

ア 第2総会について招集手続や開催の事実はないが、Bに新株60株を割り当てて発行することについて原告は同意していたのであり、決議は有効というべきである。

第3総会について招集手続や開催の事実はないが、新株発行決議については全株主である原告とBが合意していたから、有効というべきである。

第5総会について開催の事実はないが、新株発行決議については全株主である原告、B、Cが合意していたから、有効というべきである。

Bの欺罔行為については否認する。また原告の錯誤は動機の錯誤にすぎず、要素の錯誤にも当たらない。仮に意思決定の錯誤無効又は詐欺取消しが認められた場合でも、それによって決議自体が不存在となるわけではなく、それによって可決要件を欠く場合に決議の取消事由となるにすぎない。

イ Bの株式が名義株であることは否認する。仮に名義株で実質的な株主はBの母親であるとしても、同人は、株主権の行使をBに任せていた。

(3) 本件分割の無効原因の有無

(原告の主張)

本件分割は、以下のとおり無効原因が存在するから無効である。

本件分割に際して、分割計画書の備置きの懈怠がある。また、第4総会は開催されておらず、分割計画書の承認決議は不存在である。原告は第4総会に出席した事実も開催に同意したこともない。仮に開催されていたとしても、全株式を保有する原告に対する招集通知を欠いているから、法律上株主総会と評価できず、分割計画書の承認決議は不存在である。第4総会における決議について原告が意思決定をしたことはない。

(被告らの主張)

本件分割に際し、分割計画書の備置きはされていないが、これが分割無効原因になるとはいえない。第4総会が議事録(甲6の1)の記載どおりに開催された事実はないが、その決議内容については原告、B、Cの株主全員の合意があったから、決議は有効というべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) いわゆる一人会社においては、招集手続がなくても、その一人が出席すれば株主総会は適法に成立するが(最高裁判所昭和46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号596頁)、株主総会の決議が事実として存在しないにもかかわらず、決議があったかのように議事録が作成され、登記がされたような場合は、決議は不存在である(最高裁判所昭和38年8月8日第一小法廷判決・民集17巻6号823頁参照)。

本件では、第1総会が実際には開催されておらず本件役員選任決議がされたことはなかったのであるから(第2の1(4))、本件役員選任決議は不存在というべきである。

(2) もっとも、第1総会の時点において、原告は、発行済株式60株全株式を保有する唯一の株主であり複数名による会議体としての意思決定は予定されていないところ、このような一人会社の特殊性にかんがみ、仮に議事録記載の決議事項について、決議日を含め自ら意思決定を行ったと認められる事情がある場合には、当該決議を有効と見得る余地があるとしても、本件ではそのような事情も認められない。

すなわち、本件において、原告は、事業を行うに当たり、Bに代表取締役を任せる意向を有しており(第2の1(3))、また、商号の変更登記や本件役員選任決議に関する登記がされた後において被告AXISの登記簿謄本を確認したにもかかわらず、何ら異議を述べずに銀行の口座名義の変更の手続を行っていることが認められるが(原告)、一方で、CやAについては知らず同人らを役員にすることは聞いていない旨述べていること、商号変更については聞いていたが、取締役会や監査役を置くことについては聞いていない旨述べていること、加えて平成26年9月1日付けの第1総会議事録(甲3)について事前に確認するなどし、自らの意思に基づき同議事録を作成したような状況はうかがわれないことからすれば、少なくともBについては事業の執行を任せる意思を有していたとしても、平成26年9月1日付けの本件役員選任決議について自らその意思決定を行ったとは認められない。

これに対してBは、陳述書(\mathbb{Z} 2)あるいは証人尋問において、原告は取締役や監査役の人選は自分に任せると述べており、CやAを役員とすることについても説明しており、また行政書士から商号変更や役員の変更登記について説明を受けて了解していた旨述べるが(\mathbb{Z} 2、証人B)、CやAについて説明を受けたことについて原告が否定していることは前記のとおりであり、適確な裏付けを欠き、そのまま採用できない。なお、変更登記事項である役員の追加についてBとCを取締役に追加し、Aを監査役とすることについて原告に説明した旨の当該行政書士の陳述書(\mathbb{Z} 1)が存在するが、反対尋問による検証を経ておらず、そのまま採用することはできない。

2 争点(2)について

(1) 第2総会について

被告AXISのような株式譲渡制限会社において、新株を発行するには株主総会の決議が必要であるところ(会社法199条2項)、その決議を欠く新株の発行は無効事由になる

と解すべきである。

本件において、第2総会は開催されておらず、本件新株発行1について決議がされたことはなかった(第2の1(6))。

そうすると本件新株発行1に係る株主総会決議は存在しないというべきである。また、第2総会決議の当時において原告が唯一の株主であることを考慮しても、決議が事実として 不存在であるにもかかわらずこれを有効とすべきような事情も認められない。

Bは、陳述書(\mathbb{Z} 2)あるいは証人尋問において本件新株発行1について原告とBは 300万円ずつ出資し、Bの出資分である300万円は60株の新株発行に充てる旨を原告に説明し、その了解を得ていた旨述べるが(\mathbb{Z} 2、証人B)、原告は、自分の3007円の 出資は株式発行のためであるが、結局Bだけが新株の発行を受け、新株発行に関する説明は あまり受けていないなどと述べており、他にBの陳述書の記載ないし証言を裏付ける適確な 証拠もないことからすれば、そのまま採用することはできない。

したがって、本件新株発行1は株主総会決議を欠いたままされたものであるから、無効 というべきである。

(2) 第3総会について

本件において、第3総会は開催されておらず、本件新株発行2について決議がされたことはなかった(第2の1(7))。

そうすると本件新株発行2に係る株主総会決議は存在しないというべきである。また、本件新株発行1が無効であることは前記(1)に判示したとおりであり、Bは株主であるとは認められず、原告のみが発行済株式60株を保有する唯一の株主であるが、決議が事実として不存在であるにもかかわらずこれを有効とすべきような事情も認められない。

Bは、陳述書(乙2)あるいは証人尋問において、増資については原告に説明している旨述べるが(乙2、証人B)、原告はこれを否定しており、他にBの陳述書の記載ないし証言を裏付ける適確な証拠もないことからすれば、そのまま採用することはできない。

したがって、本件新株発行2は株主総会決議を欠いたままされたものであるから、無効 というべきである。

(3) 第5総会について

本件において、第5総会は開催されておらず、本件新株発行3について決議がされたことはなかった(第2の1(9))。

そうすると本件新株発行3に係る株主総会決議は存在しないというべきである。また、本件新株発行1及び本件新株発行2が無効であることは前記(1)及び(2)に判示したとおりであり、BやCは株主であるとは認められず、原告のみが発行済株式60株を保有する唯一の株主であるが、決議が事実として不存在であるにもかかわらずこれを有効とすべきような事情も認められない。

Bは、陳述書(乙2)あるいは証人尋問において、増資については原告に説明している 旨述べるが(乙2、証人B)、原告はこれを否定しており、他にBの陳述書の記載ないし証 言を裏付ける適確な証拠もないことからすれば、そのまま採用することはできない。

したがって、本件新株発行3は株主総会決議を欠いたままされたものであるから、無効 というべきである。

3 争点(3)について

新設分割を行うためには新設分割計画を作成し、株主総会における承認決議を得ることが必要であるところ(会社法762条、804条1項)、その決議が不存在の場合、会社分割は無効となるというべきである。

本件において、第4総会が開催されたことはなく本件分割について決議がされたことも なかった(第2の1(8))。

そうすると本件分割に係る株主総会決議は存在しないというべきである。

また、本件新株発行1及び本件新株発行2が無効であることは前記2の(1)及び(2)に判示したとおりであり、BやCは株主であるとは認められず、原告のみが発行済株式60株を保有する唯一の株主であるが、決議が事実として不存在であるにもかかわらずこれを有効とすべきような事情も認められない。

Bは、陳述書((Z_2))あるいは証人尋問において、本件分割について原告は了承していた旨述べるが((Z_2) 、証人B)、原告はこれを否定しており、他にBの陳述書の記載ないし証言を裏付ける適確な証拠もないことからすれば、そのまま採用することはできない。

加えて、本件において、会社法803条1項に定める分割計画の備置きがされておらず、その瑕疵は重大であることからすれば、この点についても無効原因が認められる。

したがって、本件分割はいずれにしても無効というべきである。

4 結論

以上のとおりであり、本件役員選任決議は不存在であり、本件各新株発行及び本件分割 は無効というべきであるから、原告の主張は理由がある。

したがって、主文のとおり判決する。

民事第8部

(裁判官 目代真理)

別紙(省略)